

令和6年（2024年）第5回 枚方市教育委員会
定例会議案書

案 件 名		
日程 1	報告第21号	臨時代理事項の報告について (1) 教職員の退職について（小中学校）
日程 2	報告第23号	臨時代理事項の報告について (1) 枚方市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会への諮問について
日程 3	報告第25号	臨時代理事項の報告について (1) 枚方市支援教育充実審議会委員の解嘱及び委嘱について
日程 4	報告第26号	委任を受けて執行した事項の報告について (1) 令和5年度 中学生チャレンジテスト（1、2年生）の結果概要について
日程 5	議案第5号	枚方市立図書館条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則の制定について
日程 6	議案第6号	枚方市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部改正について
日程 7	報告第22号	臨時代理事項の報告について (1) 枚方市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会委員の任命及び委嘱について
日程 8	報告第24号	臨時代理事項の報告について (1) 議会の議決事項（令和6年度一般会計補正予算（第3号）（教育関係）について） の意思決定について

○開催日時 令和6年（2024年）5月30日 午前10時00分から
○開催場所 輝きプラザきらら3階 教育委員会室

報告第21号

臨時代理事項の報告について

標題の件について、次のとおり臨時代理処分をしたので教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第3条第3項の規定により教育委員会に報告し、承認を求める。

令和6年(2024年)5月30日

枚方市教育委員会
教育長職務代理者
委員 谷元 紀之

1. 臨時代理の理由

特に緊急を要するため

2. 臨時代理事項

臨時代理第4号 教職員の退職について（小中学校）

臨時代理第4号

教職員の退職について（小中学校）

標題の件について、教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第3条第2項の規定により臨時代理する。

令和6年(2024年)4月26日

枚方市教育委員会
教育長職務代理者
委員 谷元 紀之

1. 臨時代理の内容

令和6年（2024年）4月30日付け教職員の退職

任期付職員

所 属	職・氏 名
枚方市立菅原小学校	講師・井上 恭行

報告第23号

臨時代理事項の報告について

標題の件について、次のとおり臨時代理処分をしたので教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第3条第3項の規定により教育委員会に報告し、承認を求める。

令和6年(2024年)5月30日

枚方市教育委員会
教育長職務代理者
委員 谷元 紀之

1. 臨時代理の理由

特に緊急を要するため

2. 臨時代理事項

臨時代理第6号 枚方市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会への諮問について

臨時代理第6号

枚方市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会への諮問について

標題の件について、教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第3条第2項の規定により臨時代理する。

令和6年（2024年）5月16日

枚方市教育委員会
教育長職務代理者
委員 谷元 紀之

1. 臨時代理の内容

令和7年度使用中学校教科用図書を選定に関する事項について

諮問理由

令和6年度は、令和7年度から使用する中学校教科用図書の全ての種目について、採択する年である。教科書は、全ての生徒の学校における授業や家庭における学習活動において重要な役割を果たすものである。このため、教科書採択は、採択権者である教育委員会の判断と責任により、綿密な調査研究を踏まえた上で、公正性・透明性に疑念を生じさせることのないよう適切に行われることが必要である。教科書の調査研究については、必要な専門性を有し、公正・公平に教科書の調査研究を行うことが必要であり、採択権者が適切に採択することができるように、教科等ごとの資料を充実したものにする必要があることから、枚方市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会に諮問するものである。

諮問書

次ページのとおり

教 学 指 第 3 4 7 号
令和6年(2024年)5月24日

枚方市立義務教育諸学校
教科用図書選定委員会委員長

枚 方 市 教 育 委 員 会
教 育 長 職 務 代 理 者
委 員 谷 元 紀 之

諮 問 書

令和7年度(2025年度)使用中学校教科用図書の採択にあたり、適正かつ公正な採択を行うため、下記の事項について諮問します。

諮問事項

(1) 令和7年度使用中学校教科用図書の選定に関する事項について

諮問理由は別紙のとおり

別紙

(1) 令和7年度使用中学校教科用図書を選定に関する事項について

【諮問理由】

令和6年度は、令和7年度から使用する中学校教科用図書の全ての種目について、採択する年である。

教科書は、全ての生徒の学校における授業や家庭における学習活動において重要な役割を果たすものである。このため、教科書採択は、採択権者である教育委員会の判断と責任により、綿密な調査研究を踏まえた上で、公正性・透明性に疑念を生じさせることのないよう適切に行われることが必要である。

教科書の調査研究については、必要な専門性を有し、公正・公平に教科書の調査研究を行うことが必要であり、採択権者が適切に採択することができるように、教科等ごとの資料を充実したものにする必要があることから、枚方市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会に諮問するものである。

報告第25号

臨時代理事項の報告について

標題の件について、次のとおり臨時代理処分をしたので教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第3条第3項の規定により教育委員会に報告し、承認を求める。

令和6年(2024年)5月30日

枚方市教育委員会
教育長職務代理者
委員 谷元 紀之

1. 臨時代理の理由

特に緊急を要するため

2. 臨時代理事項

臨時代理第8号 枚方市支援教育充実審議会委員の解嘱及び委嘱について

臨時代理第8号

枚方市支援教育充実審議会委員の解嘱及び委嘱について

標題の件について、教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第3条第2項の規定により臨時代理する。

令和6年（2024年）5月20日

枚方市教育委員会
教育長職務代理者
委員 谷元 紀之

1. 臨時代理の内容

(1) 委員の解嘱

①解嘱委員 椀山 佐由里 委員（所属：枚方市立中学校長会）
解嘱日 令和6年（2024年）5月21日
解嘱理由 辞任の申し出があったため

②解嘱委員 内田 順子 委員（所属：枚方市立小学校）
解嘱日 令和6年（2024年）5月21日
解嘱理由 辞任の申し出があったため

(2) 委員の委嘱

①委嘱委員 村上 徹 委員（所属：枚方市立中学校長会）
委員の任期 令和6年（2024年）5月22日から
令和7年（2025年）4月30日まで
委嘱理由 枚方市立中学校長会より新たに推薦があった委員を委嘱するもの

②委嘱委員 奥野 睦美 委員（所属：枚方市立小学校）
委員の任期 令和6年（2024年）5月22日から

令和7年（2025年）4月30日まで

委嘱理由 枚方市立小学校長会より新たに推薦があった委員を委嘱するもの

2. 参考資料

枚方市支援教育充実策審議会 委員名簿

枚方市支援教育充実審議会委員名簿

任期：令和5年（2023年）5月1日から令和7年（2025年）4月30日まで

分野	選出区分	氏名	推薦団体・所属
医学	学識経験を有する者	柏木 充	市立ひらかた病院
教育学	教育に関する 専門的知識を有する者 (教育学(支援教育))	山下 敦子	神戸常盤大学
		相澤 雅文	京都教育大学 特別支援教育臨床 実践センター
		野口 晃菜	一般社団法人 UNIVA
福祉学	福祉に関する 専門的知識を有する者	小寺 鐵也	種智院大学
臨床心理	臨床心理に関する 専門的知識を有する者	奥出 久実	大阪心理カウンセリング センター
法律	学識経験を有する者	渡邊 かおり	大阪弁護士会

分野	選出区分	氏名	推薦団体・所属
教育	教育に関する 専門的知識を有する者 (小中学校の支援教育)	武田 正道	枚方市立小学校長会
		村上 徹	枚方市立中学校長会
教育	教育に関する 専門的知識を有する者 (支援教育コーディネーター)	奥野 睦美	枚方市立小学校
		東野 恵子	枚方市立中学校
保護者	関係団体を代表する者	牧村 剛	枚方市PTA協議会
保護者	公募による市民	小出 伶奈	枚方市立小学校保護者
保護者	公募による市民	廣井 理恵	枚方市立中学校保護者
市民	公募による市民	井村 恵美	市民

※委員のうち、村上徹委員、奥野睦美委員は令和6年5月22日から令和7年4月30日までの任期となります。

報告第26号

委任を受けて執行した事項の報告について

標題の件について、教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第4条第2号の規定により教育委員会に報告する。

令和6年（2024年）5月30日

枚方市教育委員会
教育長職務代理者
委員 谷元 紀之

1. 報告事項

令和5年度中学生チャレンジテスト（1、2年生）の結果概要について

2. 内容

別紙1、2のとおり

議案第5号

枚方市立図書館条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則の制定について

標題の件について、教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第2条第1項第10号の規定により、次のとおり教育委員会の議決を求める。

令和6年(2024年)5月30日

枚方市教育委員会
教育長職務代理者
委員 谷元 紀之

1. 内容

次ページのとおり

枚方市教育委員会規則第 号

枚方市立図書館条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

枚方市立図書館条例の一部を改正する条例（令和5年枚方市条例第28号）の施行期日は、令和6年6月1日とする。

枚方市条例第 28 号

枚方市立図書館条例の一部を改正する条例

枚方市立図書館条例（昭和48年枚方市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第2条の表に次のように加える。

枚方市立市駅前図書館	枚方市岡東町2番地4
------------	------------

第6条第2項中「前項各号に掲げる図書館」を「枚方市立中央図書館」に、「に限る」を「を除く」に改める。

附 則 [令和5年6月30日公布]

この条例は、令和7年3月31日までの間において教育委員会規則で定める日から施行する。ただし、第6条第2項の改正規定は、公布の日から施行する。

議案第6号

枚方市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部改正について

標題の件について、教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第2条第1項第10号の規定により、次のとおり教育委員会の議決を求める。

令和6年（2024年）5月30日

枚方市教育委員会
教育長職務代理者
委員 谷元 紀之

1. 内容 次ページのとおり

枚方市教育委員会規則第 号

枚方市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

枚方市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則（昭和33年枚方市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第32条第1項中「学校事務の共同実施」の次に「（複数の学校が当該学校の学校事務の一部を共同で処理することをいう。以下同じ。）」を加え、同条第2項及び第3項を削り、同条第4項中「前項に定めるもののほか、支援センター」を「学校事務の共同実施」に改め、同項を同条第2項とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(参考資料)

枚方市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部改正について

新（改正後）	旧（現行）
<p>(学校事務の共同実施)</p> <p>第32条 学校における効率的かつ効果的な事務処理体制の確立及び事務機能の強化を図るため、<u>学校事務の共同実施（複数の学校が当該学校の学校事務の一部を共同で処理することをいう。以下同じ。）</u>を行うものとする。</p> <p>2 <u>学校事務の共同実施</u>に関し必要な事項は、別に定める。</p>	<p>(学校事務の共同実施)</p> <p>第32条 学校における効率的かつ効果的な事務処理体制の確立及び事務機能の強化を図るため、学校事務の共同実施を行うものとする。</p> <p>2 <u>学校事務の共同実施を円滑に行うため、枚方市学校事務支援センター（以下「支援センター」という。）を置くことができる。</u></p> <p>3 <u>支援センターに、所長その他必要な職員を置く。</u></p> <p>4 <u>前項に定めるもののほか、支援センター</u>に関し必要な事項は、別に定める。</p>

報告第24号

臨時代理事項の報告について

標題の件について、次のとおり臨時代理処分をしたので教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第3条第3項の規定により教育委員会に報告し、承認を求める。

令和6年(2024年)5月30日

枚方市教育委員会
教育長職務代理者
委員 谷元 紀之

1. 臨時代理の理由

特に緊急を要するため

2. 臨時代理事項

臨時代理第7号 議会の議決事項（令和6年度一般会計補正予算（第3号）（教育関係）について）の意思決定について

臨時代理第7号

議会の議決事項（令和6年度一般会計補正予算（第3号）（教育関係）について）
の意思決定について

標題の件について、教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第3条第2項の規定により臨時代理する。

令和6年（2024年）5月17日

枚方市教育委員会
教育長職務代理者
委員 谷元 紀之

1. 臨時代理の内容
次ページのとおり

款	項	目	補正前の額	補 正 額	計
9. 教育費			13,691,973	26,580	13,718,553
	(1) 教育総務費		3,676,601	-	3,676,601
		1. 教育委員会費	8,477	-	8,477
		2. 事務局費	2,290,600	-	2,290,600
		3. 教育研究費	1,319,510	-	1,319,510
		4. 教育文化センター費	58,014	-	58,014
	(2) 小学校費		4,268,365	26,580	4,294,945
		1. 小学校管理費	3,816,744	26,580	3,843,324
		2. 小学校教育振興費	330,124	-	330,124
		3. 小学校保健衛生費	121,497	-	121,497
	(3) 中学校費		1,456,263	-	1,456,263
		1. 中学校管理費	1,114,869	-	1,114,869
		2. 中学校教育振興費	280,951	-	280,951
		3. 中学校保健衛生費	60,443	-	60,443
	(4) 幼稚園費		600,696	-	600,696
		1. 幼稚園費	600,696	-	600,696
	(5) 社会教育費		1,347,324	-	1,347,324
		1. 社会教育総務費	25,116	-	25,116
		3. 図書館費	1,322,208	-	1,322,208
	(6) 保健体育費		2,342,724	-	2,342,724
		2. 学校開放事業費	1,956	-	1,956
		4. 学校給食費	2,340,768	-	2,340,768
3. 民生費			1,659,989	-	1,659,989
	(2) 児童福祉費		1,659,989	-	1,659,989
		1. 児童福祉総務費	111,661	-	111,661
		8. 放課後児童対策費	1,548,328	-	1,548,328
	歳 出 合 計		15,351,962	26,580	15,378,542

※上記歳出のうち「目」の名称と金額は、参考として表記しています。

(参考資料)

令和6年度一般会計補正予算（第3号）（教育関係） 概要説明（歳出）

（単位：千円）

款 項 目	節	概 要 説 明	
(款) 9. 教 育 費 26,580			
(項) (2) 小学校費 26,580			
1. 小学校管理費 26,580	10. 需 用 費 26,580	1. 教師用教科書・指導書購入経費 消 26,580	26,580